

埼玉県教育委員会衛生管理者に係る事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県教育委員会安全衛生管理規程（平成10年埼玉県教育委員会教育長訓令第1号。以下「規程」という。）第13条の規定に基づき、衛生管理者に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 規程第11条第1項の衛生管理者は、埼玉県教育委員会衛生管理者（以下「衛生管理者」という。）と称する。

2 規程第11条第1項の教育事務所等は、別表に掲げる所属所（以下「所属所」という。）とする。

(選任)

第3条 規程第11条第2項、第3項及び第4項の資格を有するものとは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 衛生管理者免許を有する者
- (2) 保健体育若しくは保健の教科に係る中学校教諭普通免許状若しくは高等学校教諭普通免許状又は養護教諭免許状を有する者で、県立学校に常時勤務しているもの

2 規程第11条第5項に規定する報告は、所属所にあつては教育総務部福利課長を経由して行うものとする。

(業務)

第4条 規程第12条に規定する衛生に係る技術的事項とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 教職員の健康障害を防止するため、当該衛生管理者が所管する事業場（本局、所属所又は学校給食調理場をいう。以下同じ。）の衛生状態等の点検に関すること。
- (2) 教職員の健康相談及び健康教育に関すること。
- (3) 教職員の健康診断及び有所見者に対する事後指導に関すること。
- (4) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること。
- (5) 教職員の健康診断の結果及び教職員の疾病等に関する統計の作成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に統括安全衛生管理者が必要と認める事項に関すること。

2 衛生管理者は、当該事業場の長（本局にあつては教育総務部長を、所属所にあつては所属所の長を、学校給食調理場にあつては教育総務部福利課長をいう。以下同じ。）の指揮を受け、前項各号に掲げる業務を管理する。

3 学校給食調理場に置く衛生管理者は、学校給食調理場を附設する県立学校の衛生管理者と協力して当該業務を行うことができる。

4 衛生管理者は、教職員の健康の保持増進のため改善の必要があると認められる事項を発見した場合は、当該事業場の長に報告し、その指示を受けるものとする。

(記録)

第5条 衛生管理者は、前条第1項各号に掲げる業務を行ったときはその結果を別記様式の衛生管理者記録表に記載し、当該事業場の長に提出するものとする。

2 事業場の長は、前項の規定により提出された衛生管理者記録表を5年間保存するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、衛生管理者に関し必要な事項は、統括安全衛生管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

所 属 名	所 属 名	所 属 名	所 属 名
上尾かしの木特別支援学校	深谷はばたき特別支援学校	浦和第一女子高等学校	川越女子高等学校
上尾特別支援学校	本庄特別支援学校	浦和西高等学校	川越総合高等学校
入間わかかさ高等特別支援学校	三郷特別支援学校	浦和東高等学校	川越西高等学校
岩槻はるかぜ特別支援学校	宮代特別支援学校	大宮高等学校	川越初雁高等学校
浦和特別支援学校	毛呂山特別支援学校	大宮工業高等学校	川越南高等学校
大宮北特別支援学校	和光特別支援学校	大宮光陵高等学校	北本高等学校
春日部特別支援学校	和光南特別支援学校	大宮商業高等学校	久喜高等学校
川口特別支援学校	埴保己一学園	大宮中央高等学校	久喜工業高等学校
川越特別支援学校	大宮ろう学園	大宮東高等学校	久喜北陽高等学校
川島ひばりが丘特別支援学校	坂戸ろう学園	大宮南高等学校	熊谷高等学校
騎西特別支援学校	羽生ふじ高等学園	大宮武蔵野高等学校	熊谷工業高等学校
行田特別支援学校	上尾高等学校	小鹿野高等学校	熊谷商業高等学校
久喜特別支援学校	上尾鷹の台高等学校	小川高等学校	熊谷女子高等学校
熊谷特別支援学校	上尾橋高等学校	桶川高等学校	熊谷西高等学校
けやき特別支援学校	上尾南高等学校	桶川西高等学校	熊谷農業高等学校
越谷特別支援学校	朝霞高等学校	越生高等学校	栗橋北彩高等学校
越谷西特別支援学校	朝霞西高等学校	春日部高等学校	芸術総合高等学校
さいたま桜高等学園	いづみ高等学校	春日部工業高等学校	鴻巣高等学校
狭山特別支援学校	伊奈学園総合高等学校	春日部女子高等学校	鴻巣女子高等学校
草加かがやき特別支援学校	入間向陽高等学校	春日部東高等学校	越ヶ谷高等学校
秩父特別支援学校	岩槻高等学校	川口高等学校	越谷北高等学校
所沢特別支援学校	岩槻商業高等学校	川口北高等学校	越谷総合技術高等学校
所沢おおぞら特別支援	岩槻北陵高等学校	川口工業高等学校	越谷西高等学校
戸田かけはし高等特別支援学校	浦和高等学校	川口青陵高等学校	越谷東高等学校
蓮田特別支援学校	浦和北高等学校	川口東高等学校	越谷南高等学校
東松山特別支援学校	浦和工業高等学校	川越高等学校	児玉高等学校
日高特別支援学校	浦和商业高等学校	川越工業高等学校	坂戸高等学校

別表(第2条関係)

所属名	所属名	所属名	所属名
坂戸西高等学校	秩父農工科学高等学校	羽生高等学校	三郷工業技術高等学校
幸手桜高等学校	鶴ヶ島清風高等学校	羽生実業高等学校	皆野高等学校
狭山経済高等学校	常盤高等学校	羽生第一高等学校	宮代高等学校
狭山工業高等学校	所沢高等学校	飯能高等学校	妻沼高等学校
狭山清陵高等学校	所沢北高等学校	日高高等学校	八潮高等学校
狭山緑陽高等学校	所沢商業高等学校	深谷高等学校	八潮南高等学校
志木高等学校	所沢中央高等学校	深谷商業高等学校	吉川美南高等学校
庄和高等学校	所沢西高等学校	深谷第一高等学校	与野高等学校
白岡高等学校	戸田翔陽高等学校	吹上秋桜高等学校	寄居城北高等学校
進修館高等学校	豊岡高等学校	富士見高等学校	和光高等学校
杉戸高等学校	滑川総合高等学校	ふじみ野高等学校	和光国際高等学校
杉戸農業高等学校	南稜高等学校	不動岡高等学校	鷲宮高等学校
誠和福祉高等学校	新座高等学校	本庄高等学校	蕨高等学校
草加高等学校	新座総合技術高等学校	松伏高等学校	総合教育センター
草加西高等学校	新座柳瀬高等学校	松山高等学校	熊谷図書館
草加東高等学校	蓮田松韻高等学校	松山女子高等学校	
草加南高等学校	鳩ヶ谷高等学校	三郷高等学校	
秩父高等学校	鳩山高等学校	三郷北高等学校	

別記様式（第5条関係）

衛生管理者記録表

執務年月日 年 月 日

衛生管理者氏名

職務の概要	
特記事項	